

令和2年第5回甲良町議会臨時会会議録

令和2年8月12日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 甲良町シルバー人材センターの運営に関する参考人意見聴取
第3 議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例
第4 議案第38号 甲良町町税等寄附金条例
第5 議案第37号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
第6 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
発議第15号 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に対する修正（案）
第7 議案第40号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
第8 発議第12号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	10 番	大 町 善士雄
11 番	西 澤 伸 明	12 番	阪 東 佐智男

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 川 雅 博	学 校 教 育 課 長	藤 村 善 信
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	建 設 水 道 課 長	村 岸 勉
税 務 課 長	大 野 けい子	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
企 画 監 理 課 長	北 坂 仁	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正
住 民 課 長	小 林 千 春	税 務 課 参 事	上 田 真 司

保健福祉課長 中 村 康 之
産 業 課 長 西 村 克 英

総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 白波瀬 愛

(午前 9時30分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は12人です。

議員定足数に達していますので、令和2年第5回甲良町議会臨時会の2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 小森議員、2番 岡田議員を指名します。

次に、日程第2 甲良町シルバー人材センターの運営に関する参考人意見聴取に関し、甲良町シルバー人材センター枝村理事長および大橋事務局長には、公務多忙な中、ご出席いただいてありがとうございます。

それでは、香良の湯の清掃業務において公平・公正に人材を採用しているか、その状況等についてご意見をお聴きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ご意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げますと、参考人から5分程度意見を述べていただき、その後、議員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、ご発言の際には、その都度、議長の許可を得てご発言くださいますようお願い申し上げます。また、参考人は議員に対して質疑することができないこととなっておりますので、あらかじめ了承願います。

それでは、参考人の枝村理事長、大橋事務局長の順にご意見の陳述をお願い申し上げます。

枝村理事長。

○**枝村参考人** 失礼いたします。甲良町シルバー人材センターの理事長を仰せつかっております枝村と申します。よろしくお願いいたします。

シルバーのお仕事につきましては、皆さんこのように深く関心を持っていただいておりますことにつきまして、まず感謝を申し上げたいというふうに思っております。

シルバー人材センターは、満60歳以上で甲良町にお住まいの方でありましたらどなたでも会員登録ということをしていただくことができるわけでございます。近年では少子・高齢化の流れがございまして、地域社会では人手不足が続いております、働き手の確保等から、60歳を超えても続けて働くことができるように定年延長などの働き方改革が進んでおりまして、時には70歳ぐらいまで働けるところも出てきております。そのような影響から、シルバー人材センターに登録される会員さんは年々減少してきているという

ような状況でございまして、現在では100人を切るような状態にあるわけです。詳しいことにつきましては事務局よりまた説明があらうかと思えます。

このような状況の中で、今請けております仕事につきましては、主にはお掃除、特にトイレ掃除を含む掃除ですが、あと、草むしり、草刈り作業というのが昼間の中心的な仕事ということになってきております。

そのような少ない会員の中で仕事の依頼をお願いするのですが、仕事内容によっては、体力的な問題や、また、体面的な課題もあるところがございしますので、その辺のところにつきましては、事前に仕事内容の説明なり、また、直接仕事現場の見学、実施体験をしてもらって、本人がこの仕事ならできるということになりましたら、初めて仕事を依頼するというような動きをしてもらっております。

それ以外に、甲良町内には大きな会社が少なく、施設内の軽作業もないような状況でございまして、特にスーパーマーケット平和堂さんや量販店コメリさんなど、そのような大きな企業がおきませんので、シルバーの働ける場所が少ないというふうな状態に今あるわけでございます。

ただ、一部の企業さんから、施設管理として除草作業とか、また、剪定作業を請けておるわけでございますが、町内企業全体には広がってはおりません。本当にごく一部の企業さんだけということです。

その中で、行政機関から多くの仕事を頂いておりますが、やはりお掃除の仕事が中心ということで、特に最近では作業時間が減少されていると。逆に言えば、半分ぐらいに減らされてというようなことで、かなり苦慮をしているような状況であるわけでございます。

このような中においても、現在登録されている会員さんは、力いっぱいのお仕事、誠心誠意頑張っていただいているわけでございます。皆さんにおかれましても、今後、シルバー人材センターの事業をご理解賜りまして、新規会員さんの呼びかけとか、また、お仕事のあっせん等を賜りましたらうれしく思っております。どうかその点もよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

大変簡単でございますが、このような形のご挨拶とさせていただきます。

○阪東議長 大橋事務局長。

○大橋参考人 皆さん、おはようございます。

このたびは、8月3日、甲議第100号で「シルバー人材センターの業務について」ということでお問い合わせいただきました。特に香良の湯の清掃業務について、公平・公正に人材を採用しているかという議題であります。今、皆さんのお手元にお配りしました、2月に全戸配布しましたチラシでご

ざいます。ここには、毎年ですが、4月からスタートする軽作業、それから、同時に募集で、保育園清掃、会社内清掃、また、香良の湯管理業務ということで、広く全町民に参加を呼びかけているところでございます。このチラシのおかげで15名の希望者が来られました。15名のうち10名ぐらいは新しく軽作業というペットボトルに取り組む業務をしてみたいと。これは、実は屋内でして、暑くもなく、夏は暑いのですが、直射日光もなく、冬も雪が降っても仕事ができるというふうな形で、かなり希望者がありました。今現在、8名の方が交代勤務で勤めてもらっています。

それと、同時に香良の湯管理のことですが、今まで6名の方に順番に香良の湯を回ってもらっていたんですが、新たに2名の方が希望されまして、その2名の方を入れて、今、8名で運営しています。ただ、1人、ちょっと体調を壊されて、今、7人になっているわけなんですけど、そういうような形で、希望者は全て何らかの形で携わってもらえるようにということで、決して「あんたはあかん」とか「あんたはよい」とか、そういうような形で運営をしているわけではございません。

それから、特に去年の今頃でしたか、私が寄せてもらってから、香良の湯の清掃業務に不公平がある、割当てに不公平があるというふうな形でいろいろ指摘されました。それで、私も状況が分からないうちに2、3カ月たったんですが、そのうちにだんだん分かってきて、これはやっぱりちょっと不公平感があるなということで、議会の方からも指摘されましたので、すぐにはできませんけども、徐々に皆さんが平等になるようにというふうな形で運営させていただきました。

今年の2月に募集して、また新たに増えましたので、いきなりは皆さんと同じようには割り振りできませんけども、最初は少ないんですが、割り振りさせてもらいました。

ところが、4月、5月、6月とコロナの関係で、せっかく応募いただいたんですが、なかなか就労の機会がなかったというふうな現状でございます。

その後、議会の皆さんの働きかけもあったのかなと思いますが、多大な費用を見ていただきまして、風呂の掃除の方には、今まで1人ずつお願いしたところを2人というのが、補償費の関係で、シルバーの場合は、休みましたから補償しますというふうな形はできないんです。これは県もできないし、全国的にできないので、何らかの仕事をしてもらって、それに対する報酬を渡すということになりますので。今まで1人やったところを2人にしてもらって、同じ単価、2人とも平等な単価で仕事をしてもらっているというふうな現状でございまして、決して、ここに書いているような公平・公正に人材を採用しているのかという疑問ですが、そういうようなことはございません。

ので、ここで改めて皆さんにご報告しておきます。

以上です。

○**阪東議長** ありがとうございます。

以上で参考人のご意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

先ほど全協でお決めいただいたとおり、質疑される方は前もって挙手をお願いします。

それでは、番号の早い6番の宮寄議員の方から質疑をお願いします。

宮寄議員。

○**宮寄議員** 6番 宮寄です。

それでは、2、3、質問させていただきますが、まず議会でもよく理事長の任命責任、任命権者は誰なのかというのがよく出ておりましたが、私としては、理事長が事務局長の任命権者という理解をしておりましたが、まず、この1点、町長なのか、理事長なのか、お答え願えますか。

○**阪東議長** 枝村理事長。

○**枝村参考人** お答えします。

今、事務局長の指名は誰がするかということですが、事務局長につきましては理事長が指名をするということに定款の中でうたわれております。

以上です。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** では、続いてですが、私も今回提議されています不公平があるのではないとかいう点でございしますが、かつては、不公平といいますか、なぜ長寺の人だけ、なぜ西学区の人だけとか、じゃなくて、同じ香良の湯の中で、シフトの多さ問題、数の問題です。今、わざわざ資料は持ってきておりませんが、私も一般質問を何度かさせてもらいました。一部の女性だけ、一部の人だけがどう見てもほかの人の3倍近く仕事量がある。5人のうちの1人だけ突出してそういうことがありました。それは、なぜそういうことが起こったのですか。お答え願えますか。

○**阪東議長** 大橋事務局長。

○**大橋参考人** 今の質問ですが、去年の6月、7月ぐらいでしたか、議会の方からそういうふうな話を頂きまして、実は、それまでは、シルバーの風呂の清掃をしていただいている方の中で、リーダーという方がおられたんですが、その人が責任を持ってシフトというのか、当番表を組んでいるという状況がありました。それに基づいて、今、宮寄議員がおっしゃるとおり不公平が少し生じたのかなと思いますので、その後、何カ月もかけてですが、今は私が全て割り振りをさせていただいています。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、かつては多少の不公平があったということは認識されたと思います。今は徐々にですが回復されているというのを私も知っております。

では、次の点ですが、原則60歳以上となっておりますが、香良の湯は、今、メンバーを見ておきますと、女性だけがメンバーに入っていますよね。これは、男性が手を挙げられたら、その点はどうなるんですか。

○阪東議長 大橋事務局長。

○大橋参考人 今の質問にお答えします。

男性でも結構です。ただ、お風呂のことですので、お風呂の中で何かあったときに、男性であると、やはり女性の方に行きにくいという点もございますので、今のところ男性の希望者がありませんのでそのような形になっていますが、一応、女性の方ばかりということになっています。男性の方は、例えば朝なんかは、午前中なんかは掃除するだけなので、男の方が来られたら、していただいても結構です。ただ、希望がないという状況です。

○宮寄議員 3回というのは、同じ質問の中の折り返しの3回じゃないの。3問までということですか。

○阪東議長 3問まで。

○宮寄議員 分かりました。

○阪東議長 次に、10番 大町議員。

○大町議員 10番 大町です。大変ご苦労さまです。

香良の湯およびプールのあれは東京の業者と契約されているわけですね。情報公開に基づいて私は全部調べましたけど。ですから、東京の業者と甲良町のシルバー人材センターとの契約でしょう。そういうことですね、理事長。

そこで、客観的に、僕がお風呂をたまに利用して、なぜ長寺の女性ばかりの採用になっているのかなと、そういった疑問を感じたわけです。以前は、何年か前は他の字の女性の方も働いていました。何かちょこちょこ利用していると、猿の軍団でもボスがいいますわね。クラスの番長がおったし。何かボス的な支配で、先ほど宮寄議員が指摘したとおり、1カ月のお風呂の稼働の中で、ボス的な人が、25日稼働していたら、22日間入っていると。それも、時間帯の単価のよい5時以降にようけ入っていると。そうすると、収入が多いわね。それで、自分の気に食わん人は月のうちに6日とか。本人は二十何日入って、そのようなことが平然とやられてきた。

僕も町内を回っていると、「大町さん、いかんわ。怖い」と。目に見えん圧力がかかっているねん。これは、完全に同和問題は解決と言っていますけど、長寺の人が牛耳ったら、学校でいういじめみたいなもので、自然と辞めざる

を得ん体制に持っていく、それがボスの支配というのや。そのことを勉強してくださいというて、担当課長も野瀬町長も現場、お風呂へ行ったことがない、一遍も。そんな人が、現場を把握したことがない者が分かりますか。公平・公正という意味は深いですよ。肩書だけの公平・公正であってはならん。そのことを理事長および事務局長が、香良の湯に限らず、全般に。今、シルバーも大変でしょう。ただ、募集したら来なかったさかいにと言いつをする。募集、行きたくない心境にしてしまうわけよ、長寺の人が牛耳ってしもうたら。働きたくても、もう行かん、もうええわとなつて。それが本音なんや。

おたくらは言い逃れするか知らんけど、なぜ同じ字の者が。13カ字あるんですよ。その辺の配慮がなされていない。その意味においては、トップである野瀬町長がおかしい。

○阪東議長 大町議員、質疑に変えてください。

○大町議員 それじゃ、理事長の任命権者は誰ですか。社協の理事会ですか。理事会で理事長が決まるんですか。理事長、どういうことですか。

○阪東議長 枝村理事長。

○枝村参考人 失礼します。

シルバーの理事長は、シルバーの理事さん、12名おられるんですけども、それは全部シルバーの会員さんです。その理事さんの中の互選ということでございますので、別に町長も社会福祉協議会も関係ございません。シルバーの中でやっているところです。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 それでは、町長も全く関係ないということはありませんわね。町長に相談しているわけでしょう。野瀬町長は誰が理事長になろうと全く知らんということはないわけでしょう。事前に相談があるわけでしょう、野瀬町長。

○阪東議長 町長には質問はできません。

○大町議員 ほんなら、理事長。町長に相談するんですか。

○阪東議長 枝村理事長。

○枝村参考人 今も言いましたように理事会の中、要するに、シルバーの会員さんの中の理事さんの中の互選ということで理事長が決まりますので、別に町長に相談するとかいうことはいたしておりません。

○阪東議長 大町議員、最後です。

○大町議員 最後です。

当然、僕は、町長は知っていると思うんですよ。理事会の理事というものは、誰が理事を決めるんですか。勝手に理事になるんですか。

○阪東議長 枝村理事長。

○枝村参考人 今の理事の選任ですが、これは事務局長が選任するということです。選任といいますか、事務局長が人選をして、それで選任するということです。

○大町議員 おかしいやん。

○枝村参考人 最終的に、シルバー人材センターの総会が5月にございますので、その中で全員の承認を得るということで、そのときに初めて承認して決まるということです。

○阪東議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今日はどうもご苦労さんです。

以前からシルバー人材センターのことがちょくちょくと問題になっていましたし、個別にも、雇い止めのような形でされてしまったとか、いろんな個別の相談もありましたけども、こういう場で、公のところで、シルバー人材センターの抱える問題を町全体で、また、議会で共有をして、どう解決していくかという点で持たれた点は大変大事だというように思いますし、また、参考人招致で出席をいただいた、応じていただいたお二人に感謝申し上げます。

それで、1つ目の質問は、今、当初にお二人が語っていただきました。それで、こもごも聞くわけですけども、シルバー人材センターの設置目的に即して、現在課題となっている、また、お二人が考えておられる課題や問題点、改善すべき点はどのように考えておられるかというのをまず聞かせていただきたいというように思います。

個別に聞いていますのは、やはり仕事量が大変少なく、収入を確保する、つまり、生活の糧でしていく点では大変苦しいというのがあります。最初、枝村理事長が言っていただきましたように、企業が少ない、仕事場が少ないというわけですけども、その仕事起こしなどについても苦労があると思いますけども、その点、町の発注などを増やすなど、いろんな点で課題や問題点、どう考えているか、どちらかで結構ですからお答え願いたいと思います。

○大橋参考人 議長、私が頂いているこの通知文にはそのようなことは書いていませんので。

○阪東議長 質問を変えていただけますか。

○西澤議員 それでは、香良の湯に絞って参考人聴取がなっていますので、それは分かりました。

それで、シフトの組み方について問題視されたことがあります。シルバー人材センターが独立した一事業であることから、その運営について、一方通行で不公平だとか、おかしいだとか決めてかかること自体は、独立した団体に対してふさわしいことかと従来疑問に思ってきましたが、それぞれ個人、

団体の事情があると思いますが、これはいかがでしょうか。法に照らして抵触することなら放置することはできませんが、議員からの干渉になってはいけないというように思います。節度が必要だと思いますが、この点、伺います。

○**阪東議長** 大橋事務局長。

○**大橋参考人** 反問権はないということですので、私の勘違いで答弁してしまうかも知れません。

というのは、まず、先ほど言われた……。ちょっと待ってください。何やったかな。すみません。もう一度、すみません。何でしたか。

○**阪東議長** 西澤議員、もう一度お願いします。

○**西澤議員** 団体は独立した事業体ですから、そこで、3問目のところで絞って言いますけど、そういうことが大事だという点で、どうお考えですかということ。

○**阪東議長** 大橋事務局長。

○**大橋参考人** 確かに行政の方から補助金を頂いていますので、やはりある程度、行政の指導というのか、そういうようなことも大事かなと思いますし、全くシルバーだけの事業費で運営しているわけではございませんので、やはり、町とのそういう連携を密にして運営するというのが原則かなというふうに思います。

○**阪東議長** 西澤議員、最後です。

○**西澤議員** それで、いろんなトラブルがあるというように思います。とりわけ、今問題になっている、テーマになっているお風呂の湯。これは私が中身を知りませんので、不公平だというように断定することはしたくありませんし、そういうようには見ていません。それぞれ苦勞されていると思いますけれども、その点、改善を図ってこられたわけですが、改善を図るツール、場所、それから、問題点を解決する上でのやり方、どのようにしてきたのか。そしてまた、そのやり方がどうふさわしいのかという点でお答え願いたいと思います。

○**阪東議長** 大橋事務局長。

○**大橋参考人** まず、昨年からいろいろと疑問に、私自身も疑問だという思いがありました。ですから、今、お風呂の掃除をしていただいている方に集まっただいて、皆さんの要望を聞かせてもらって、また、こちらのいろんなことも言わせてもらいました。

そんな中で、やはり、ある方は、自転車なので、夜は危険なのでこらえてくださいと。また、ある方は体の事情で夜はこらえてくださいと。また、ほかの仕事をしているので、この曜日とこの曜日はほかの仕事へ行きたいので

ちょっと別の曜日にしてくださいというもの。それから、家庭の事情で、この曜日、また、夜はこらえてくださいと、いろいろな方のご要望を聞かせてもらいました。それで、私がその中から皆さんの都合をまとめまして、今年から、4月からですかね正式には、私の方で組ませてもらいました。

ですから、先ほどから言われている、一方的にとか、偏ったとかというのは、そういういろんな事情があるから、ある程度は多い少ないがあっても、これは仕方ないということで私のところは思っています。

以上です。

○**阪東議長** 以上で参考人に対する質疑は終了しました。

これをもって参考人からの意見聴取を終了します。参考人の枝村理事長、大橋事務局長様、貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。お二人につきましては、これにて退席されます。ありがとうございました。

(枝村参考人、大橋参考人 退席)

○**阪東議長** 次に、日程第3 議案第36号および日程第4 議案第38号を一括議題とします。

各議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○**建部総務民生常任委員会委員長** それでは、過日行われました総務民生常任委員会の審査報告を行います。

審査をされました議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例および議案第38号 甲良町町税等寄附金条例、いずれも原案が可決されました。

審査の経過でございますが、議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例につきましては、条例の制定について、県内19市町の状況はとの問いに、甲良町以外は制定済みであるとのことでありました。制定が最後になったことについてどう考えているのかとの問いに、法律が規定されたときにすべきであったが、近年、認知も進んできており、遅ればせながら行ったとのことでありました。

平成15年以前の町と集落の覚書がないということだがとの問いに、昔は覚え書きで処理をしていた。町名義になっているものは地縁団体に登記をするなどが必要になる。町財産の管理が確かでない指摘を受けているため、整理が必要になる。そのため、今後、専門のポジションをつくりたいと考えている。また、地縁団体の詳細なマニュアルとなる手続は作成済みとのことでありました。

町長の認可を受けたものとは、13字全て認可するのか、申請のあった字

だけかとの問いに、申請のあった字だけで、区域や条件をクリアしていれば認可していく。制度的なことは区長会で説明をしていくとのことでありました。その他にもいろいろ質疑・指摘がありました。

次に、議案第38号 甲良町町税等寄附金条例についてですが、第1条、目的だが、終了の期限が必要ではないか、明確にすべきであるとの問いに、付則において、この条例は、令和4年3月31日で廃止と明記してあるとのことでありました。

第2条、寄附対象者の中に「訴えを提起している者または訴えを提起した者」とあるが、何を想定したのか。「訴訟」の方が狭義でいいのではとの問いに、地方自治法の書き方に合わせ、「訴訟」から「訴え」に変更したとのことであった。

第3条の2と第7条中の「寄附対象者」は、給付を受ける意味から「給付対象者」に変えるべきではないかとの問いに、第2条で寄附対象者について定めており、それを指しており、文言の修正は考えていない。調査により認められた者が対象者になるとのことでありました。

これにより100%終了したのかとの問いに、これで終了したとのことでありました。

この条例制定を評価するという意見もありました。

その他いろいろと質疑・指摘がありました。

以上で報告を終わります。

○阪東議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

本条例制定を機会に、我が町の税務行政の信頼度、ひいては行政全般の信頼を深く傷つけたことを直視しなければならないと改めて考えています。それは、元職員Kによる着服行為が、彼の在職中、相当な期間……。

○阪東議長 西澤議員、地縁団体のことなんです。

○西澤議員 ごめん、ごめん。

○阪東議長 いいですか。

○西澤議員 はい。間違えました。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、議案第38号 甲良町町税等寄附金条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 先ほどは失礼しました。

本条例制定を機会に、我が町の税務行政の信頼度、ひいては行政全般の信頼を深く傷つけたことを直視しなければならないと改めて考えています。それは、元職員Kによる着服行為が、彼の在職中、相当な長期にわたるものであったこと、とりわけ未納者への納付通知および窓口での納付行為がターゲットにされたこと、それを長期にわたって見抜けなかったことが、誤過納金を累積してしまったことの根っこにあると考えられます。税務課の徴収・収納と会計室の収入集計を日々突合させることを怠っていたことがこの間の経過の中で明らかになっています。改めて深く教訓としなければならないと思います。

同時に、今回、未納金者を追跡調査した結果、二重納付とその返還時効が成立していたことが明らかになり、着服事件の混乱回避のための税の徴収そのものをストップし、未納者への催告を相当期間止めていたことそのものの誤りを指摘しないわけにはいきません。

納税の義務と町の徴収責任が揺るがず絶対的な地位を保つためには、課税・収納事務は確實無比なものでなければなりません。異例の条例を制定せざるを得なくなった経過と教訓を汲み取り、町行政の弱点を検証されることを改めて提起したいと思います。

時効が成立をした誤過納金も返還するとした趣旨をよしとしたいと思います。元職員Kに請求すべき被害額が真になかったのか、改めて精査するよう求めたいと思います。なぜなら、27年度以前の未納金の発生は、元職員Kの着服額と深く関わっているからこそ、誤過納金のうちに被害額が含まれている可能性、疑いが晴れないものだからであります。改めて指摘をしまして、

討論とします。

そして、さらに還付対象となる１５人に対しては、７月時点で未納金があるなしにかかわらず、血の通った言葉で、ご迷惑をかけたこと、道理を尽くして通知されることを強く要請しておきたいと思います。

以上です。

○阪東議長 ほか、ありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この条例には賛成といたします。

この条例をすることによって、町民にご迷惑をかけたということに対して、町からの姿勢がはっきりと表れている結果だと私は思っております。

それと、この条例が、まず町の経営というか、やり方等に対してのまず第一歩。そしてまた、固定資産税とかを、町道に変えているにもかかわらず、ずっともらっていたという件などに対して、二十何年間もらっていたという事案もありますので、これに対しても、やっぱり、こういう条例でもお金を返さなければならないということを私は思っておりますし、やっぱり、これだけではなしに、そういうようなことに対して、町民を差別することなく、平等にそういうこともやっていかなければならないという第一歩目の条例だと私は思っておりますので、このことに対しては賛成といたします。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３８号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第３８号は可決されました。

次に、日程第５ 議案第３７号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 37 号は可決されました。

次に、日程第 6 議案第 39 号および日程第 7 議案第 40 号を一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○**宮寄予算決算常任委員会委員長** それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

令和 2 年 8 月 12 日。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 39 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）ならびに議案第 40 号 令和 2 年度甲良町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

議案第 39 号は原案否決です。議案第 40 号におきましては原案可決でございます。

2、審査経過。

議案第 39 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）。

総務費の特別定額給付金 3,973 万 6,000 円について、今行うべき事業か、合理性にかなっていないのでは。1 人当たりの交付額が字によって違うため、差別行政につながる。大きい字は字運営が大変であるのに交付金が低い。同じ町に住んでいて差が出る。自治会に未加入の世帯が相当数あり、集落のサービスが受けられない人がいる。そのような世帯がどれぐらいあるか、未把握であるという矛盾をどう説明するのかとの問いに、自主防災組織の充実を図り、住民自治が高まっていくべきだと考える。地域防災計画の見直しにおいて、自然災害に加え、ウイルス災害も含めていくこととしており、集落でもその点を考えていただき、適正な事業を行っていただくことを想定したものである。集落の協力を得て展開していきたいとのことであった。

個人給付が2,000円をめどにと言わざるを得ない設定になっている。各字で知恵を出してというなら、アンケートをすべきだ。字に丸投げである。

また、要綱は策定されているのかとの問いに、地方創生事業のため、まちづくりに使ってもらったという説明があったため計画した。要綱は決裁中であり、個人給付には限度額を設けてはどうかということから、上限を設けたとのことであった。

物品を購入するにしても、集落によって差が出る。町が一律に配布したらいいとの意見があった。要綱がないこともあり、今回取り下げて考え直すべきだとの意見があった。

商工費の甲良町中小企業等経営支援給付金1,000万円について、甲良町持続化給付金の支給件数が3件と少ないがなぜかとの問いに、甲良町の事業所は約300社、商工会加入事業者は約240社、そのうち融資を受けているのは約80社であり、そのほとんどは50%以上の減少率である。対象となる業種が限られているため申請が少ないとのことであった。

この制度は賛成だが、コロナが原因ではなく、便乗して融資を受けることがないように、見極めをしっかりとすべきだとの意見があった。

教育費のバス借上料132万円について、回数と計画はとの問いに、大型バスを各学年1台ずつ計上したとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

続いて、議案第40号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑・意見はありませんでした。

以上でございます。

○**阪東議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第39号の討論・採決の前に、建部議員から議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案が提出されておりますので、これを議題とします。

発議第15号について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○**建部議員** 地方創生臨時交付金事業の予算の修正案について説明申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）の総額1億8万6,000円から、特別定額給付金、地方創生交付金、3,973万6,000円を減額し、総額を6,035万円に改める修正案の説明でございます。

まず、提案の理由でございます。

本来、コロナ対策は行政が主体的に責任を持って施行・推進すべきものであって、それを字区自治会に委ね任せる、すなわち委任をするということの真意がつかめず、字区自治会に何をさせて、何に期待をしているのか、その成果、費用対効果があるのか、非常に不透明で曖昧であります。

その事業の交付額、費用配分も不合理・不適切で、交付額を1人当たりに換算すると、1万9,544円の字区と僅か3,046円の字区があり、差別的行政と言わざるを得ない様相であります。

また、町内各字・区の成り立ち、形態が一様でなく、字区に加入していない世帯が相当数、私は約200世帯ぐらいあるのではないかというふうに思いますが、その字区が、把握というか、掌握していない字区民、世帯があります。これらの世帯人は字区のサービスが受けられません。しかし、町からの交付金、給付金は、字区が掌握していない、すなわち字区に加入していない世帯、人の分まで交付・給付しようと予定をしています。このことは、というより、このような問題をどのように整理・解決するかです。町は実態を把握すべきであります。そのようなことから、今回の提案になったわけですが、次にその内容でございます。

議案書1ページ。

まず、歳入におきまして、国庫支出金、これは国庫補助金でございますが、9億1,301万9,000円から、補正額を1億1,031万6,000円とし、3,689万3,000円の減額。繰入金につきましては、基金繰入金、3億7,363万7,000円から4億9,966万円にし、284万3,000円の減額であります。歳入合計49億1,275万4,000円から6,035万円に3,973万6,000円の減額であります。

一方、歳出でございます。総務費の総務管理費で14億6,806万3,000円をゼロ。それでもって合計が49億1,275万4,000円から6,035万円に、すなわち3,973万6,000円の減額とするものでございます。

この問題点を整理し、9月議会に再度提案されることを申し述べ、私も対案を提示していきたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第39号および発議第15号について、併せて討論はありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

今回、新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援策第4弾にあたって、町長提出の原案と修正案を共通して討論します。

第4弾において、5%以上20%までの売上減少の支援を、一律10万円を新設し、町持続化給付金を5万円加算して15万円とする支援策を賛成するものです。

しかし、日本経済の落ち込みは大変深刻なものとなっており、この金額では到底経営を続けることはできないということについては明らかだと思います。当の経営者が一番よく知っておられると思います。税など、また、固定経費の免除・軽減策が国・県・町を含めて必要だと思います。対象となる業者が全て支給されるよう、運用面で改善されることを改めて求めたいと思います。

2つ目に、水道料金の基本料の3カ月延長が一般会計から繰り出されることになりました。3日の決議が早速活かされ、実行されるものとして、全面的に歓迎をするものであります。

3つ目に、自治会への地方創生臨時交付金事業は、ただいまの修正案の修正理由の中にも建部議員が述べられておりますが、予算決算常任委員会でも批判が集中しました。コロナ禍の下での住民支援策とはかなり異質なものになっています。コロナ禍において起きる苦労・苦難は、行政責任として町が基本的に負わねばならないと考えます。それは町が示した想定メニューに見事に表れています。例えば、①の防災活動支援、②の公共的空間安全・安心の確保、③も全ては町が基本的枠組みで責任を果たすべきものばかりであります。字自治会の役員さんが恒常的、全面的、専門的に責任を果たせるものではありません。また、その法的位置づけもありません。まさに町が全面的に責任を果たさねばならないものを、字自治会役員さんに転嫁するものとなります。

今回、この事業費3,973万6,000円を削減すること、そして、その後、町民の声を聴きながら、町民の暮らしと経営の実情に即して、9月議会に向けて、議員も、そして行政も努力をしながら立案していくよう提起したいと思います。その際に、3日に可決をした決議に盛り込まれた事項が大変有効な候補になると思います。

以上で討論を終わります。

修正案に賛成をし、そして、原案に反対の立場を表明させていただいて、討論を終わります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も発議１５号の修正に対しましては賛成といたします。

やはりですね、このことに対しまして、行政が打ち出したことに対しましては、やはり集落によって差が出るということが一番の欠点になってよいかなと思います。やっぱり、その集落の下で個人個人が公正・公平に受けられるかということになりますと、値段的なこともあり、難しくなっております。

そのようなことがあっては絶対にいけないと思いますし、やはり一人一人、公正・公平にやらなければいけないということが前提でなければいけないということでありますので、私はこの発議に対しましては賛成といたしまして、原案に関しましては反対とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第３９号の採決を行います。

まず、本案に対する建部議員から提出された修正案である発議第１５号を採決します。

お諮りします。

本修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立多数です。

よって、発議第１５号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第３９号 令和２年度一般会計補正予算（第４号）について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号 令和２年度甲良町水道事業会計補正予算（第１号）について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの討論の中でも述べましたが、水道料金の基本料金、これを６、７、８月に既に実施をし、そして、９、１０、１１月、３カ月延ばして、合計６カ月延長することについては大変町民からの歓迎の声を聞いています。大変落ち込んだ所得の方はこれだけでは足りないということはある

りますけども、やはり、町民の暮らしのこと、町民のことを考えてくれている、こういうメッセージが伝わったものというように思いますので、賛成をしたいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第8 発議第12号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、討論はありますか。

建部議員。

○建部議員 私は、この件につきましては、4月の時点で、行政、議会が一丸となって、このコロナ対策に取り組まなくてはならないという下で、実は行政も議会議員もそれらに相当の、言わば協力金というか、拠出ではありませんが、そういった行動を取るべきだという思いがございました。

今回、西澤議員からその提案がありました。10%を3カ月という非常に短い期間でございますが、私の思いも同様でございますので、この件につきましては、議会議員も行動を起こすべきという立場で賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 私も賛成議員の1人として。

本来、10%は、私の考え方では不本意でありますけども、期間が短いし、公約にうたっています3割カットには当然届きませんが、第一歩として。

今、議会議員に向ける目は厳しいです。「議員さん、よろしいですな。今、コロナで、議員さんは報酬をもらっていますな、沢山」、そういう町民の半分嫌みと取れるような意見も聞きますが、そこです、議会活動をしている以上は経費がかかります。報酬を頂戴するのが当然です。しかし、今、コロナで町民が憂いているときに上げるわけにはいかん、これは。下げるのは当然です。議員自ら襟を正すという意味で、私は、提出者の西澤議員の、意に

沿って賛成の討論といたします。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 この発議に対しては、私も立場は賛成なんですけど、全協でも申しましたけど、やはり、議決ということで、例えば、今、こちらに11人いる。その中で、ひょっとして6対5というような僅差で賛否が決まるような状況にあったらあまりうれしくないという意味で、私は退席を望みます。私が退席して、もしも6人で可決ということになりましたら、今も言いましたように私は賛成の立場ですので、ぎりぎり7人以上ということでの可決を望んで、申し訳ございませんけど、ちょっと退席させていただきます。

(木村議員 退席)

○阪東議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この発議12号のことにしましては、先ほど木村議員も言われたように、やっぱり議員が一丸となってやるのならいいんですけど、今言われているように反対意見もあり、賛成もありということになりますと、やはり議員が一致団結しているのかということ疑われるのは事実であります。やはり、このことにしてももうちょっと議員の中でも話し合いということと意思統一というのが今この時点ではできていないように私は感じていますので、このことにしましては、本日の発議にしましては一旦反対とさせていただいて、議員の中でまた意見を聴き、しっかりとした意思統一ができれば、また9月議会で出し直した方がいいんじゃないかということを思いますので、今回は反対とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、発議第12号は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 甲良町議会第5回臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げ

げます。

8月3日に開催いたしました本臨時会は、8月7日に予算決算常任委員会および総務常任委員会を開催いただき、付託案件につきまして審査をいただきました。

本日、議案第36号から第40号の付託案件につきまして、審査の結果を常任委員会委員長からの報告の後、採決をいただき、議案第39号を除きそれぞれ可決をいただきました。議案第39号 令和2年度一般会計補正予算（第4号）は、総務管理費の各字向けコロナ施策の交付金を減額修正の上、可決をいただきました。地方創生、各字向けコロナ対策交付事業につきましては、議会での審査、指摘事項などをふまえ、さらに再検討いたし、実施要綱を練り直しの上、来る9月定例会に改めて予算計上をさせていただきたいと考えております。

一昨日から日本列島は猛暑日となり、昨日は群馬県の伊勢崎市と桐生市で全国最高気温の40.5℃を記録いたしました。滋賀県内では東近江市で36.7℃を記録しています。熱中症にもご留意いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、密閉・密接・密集の3密、マスクの着用、手洗い・うがいなど、引き続いて広報・啓発活動に努めてまいる所存であります。

炎暑の折、健康にご留意いただき、議員活動にご精励されますことをお願い申し上げます、臨時会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** これをもって、令和2年第5回臨時会を閉会します。

（午前10時46分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行